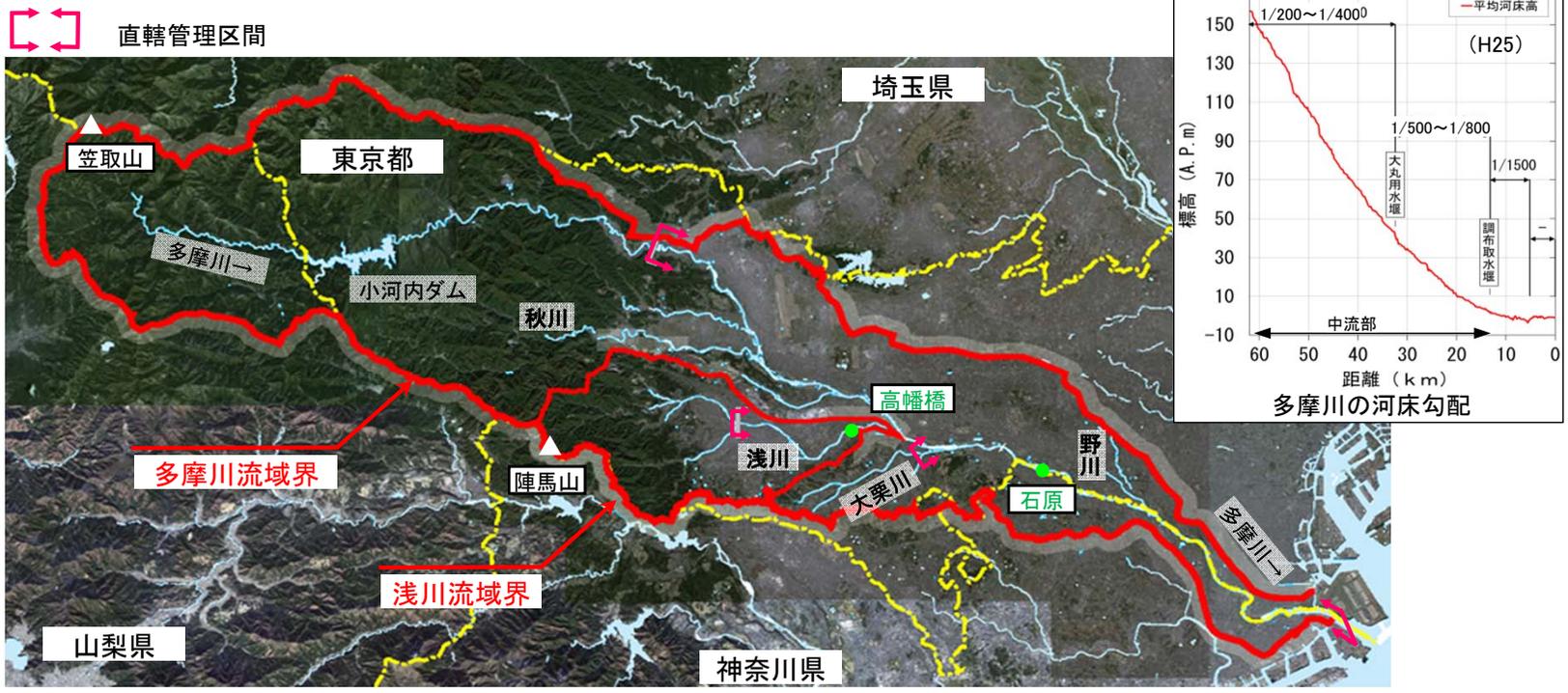
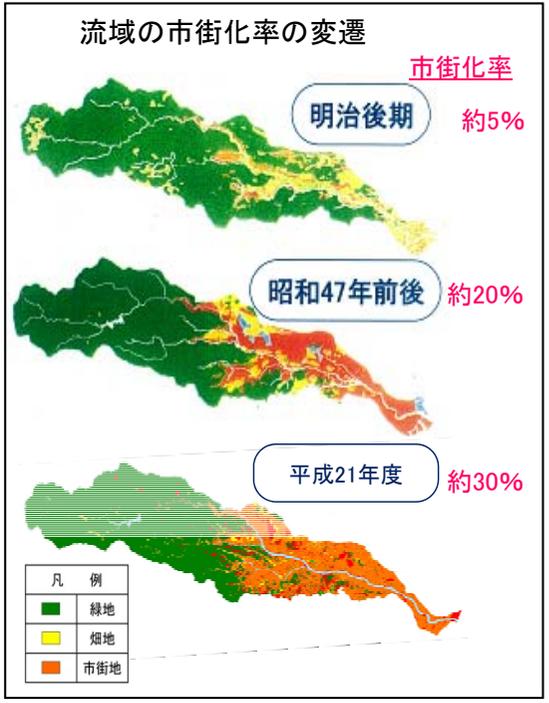


# 多摩川水系河川整備計画 変更原案に係る経緯

京浜河川事務所  
平成28年11月25日

# 1. 多摩川流域の概要

- 多摩川は、笠取山(標高1,953m)に源を発し東京都の西部から南部を流下し東京湾に注ぐ一級河川です。
- 首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、都市地域における貴重なレクリエーション・自然空間を有しています。
- また、一級河川の中では、勾配が比較的急な河川であり、中流部は約1/200~1/800の河床勾配で、洪水による、みお筋の変化、河岸洗掘が著しい特性を有しています。



<流域の諸元>

- ◆ 流域面積  
多摩川: 1,240km<sup>2</sup> 浅川: 156km<sup>2</sup>
- ◆ 幹線流路延長  
多摩川: 138km 浅川: 30km
- 流域内人口  
約380万人



河川利用状況(世田谷区兵庫島付近)

出典:「H22. 3河川現況調査」

## 2. 多摩川の改修経緯

- 明治40、43年と2度に渡る大洪水を契機に、築堤の要望が高まり、大正3年には住民による陳情運動(アミガサ事件)が起き、大正7年に内務省直轄事業として多摩川改修工事に着手しました。
- 昭和41年には工事実施基本計画を策定し、昭和49年台風16号の洪水を受けて、昭和50年に工事実施基本計画を改定しました。
- 平成9年の河川法改正を受け、平成12年12月に多摩川水系河川整備基本方針、平成13年3月に多摩川水系河川整備計画を策定しました。

河川改修の経緯	
明治	明治40年8月 台風により約20箇所堤防決壊
	明治43年8月 台風によりほぼ全川にわたって堤防決壊
大正	大正 3年 住民による陳情運動が発生(アミガサ事件)
	大正 7年 <b>多摩川改修計画の策定(多摩川改修工事に着手)</b>
昭和	昭和22年9月 カスリーン台風により被災
	昭和39年 新河川法制定
	昭和41年3月 多摩川一級河川に指定
	6月 <b>多摩川水系工事実施基本計画の策定</b>
	昭和49年9月 台風16号により堤防決壊(戦後最大規模:多摩川)
	昭和50年4月 <b>多摩川水系工事実施基本計画の改定</b>
	昭和57年9月 台風18号により床上・床下浸水(戦後最大規模:浅川)
平成	平成 9年 河川法改正
	平成12年12月 <b>多摩川水系河川整備基本方針の策定</b>
	平成13年 3月 <b>多摩川水系河川整備計画の策定</b>

### 3. 羽田空港跡地に関するこれまでの主な経緯

- 平成20年3月 羽田空港跡地利用基本計画の策定  
【東京都、大田区、品川区、国土交通省航空局】
- 平成22年10月 羽田空港跡地まちづくり推進計画の策定  
【東京都、大田区、品川区、国土交通省航空局】
- 平成27年7月 羽田空港跡地第1ゾーン整備方針の策定  
【大田区】
- 平成27年9月 羽田空港跡地第1ゾーンにおける土地区画整理事業の基本協定締結  
【東京都、大田区、国土交通省航空局、独立行政法人都市再生機構】
- 平成28年2月 都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例認定  
国家戦略都市計画建築物等整備事業  
【内閣総理大臣(大田区決定)】
- 平成28年10月 東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業の事業計画等の認可  
【独立行政法人都市再生機構】
- 平成28年10月 羽田空港跡地第1ゾーン整備事業(第1期事業) 整備・運営事業者の募集開始  
【大田区】

# 羽田空港跡地第1ゾーン整備方針【概要版】

羽田空港跡地第1ゾーンにおいて、大田区のみならず日本全体の経済成長に資するため、官民連携により世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点 ～HANEDA ゲートウェイ～」を形成する。

## 方針策定の背景・対象区域

「羽田空港跡地まちづくり推進計画」など空港跡地の有効利用に向けた各種計画や、羽田空港の再拡張事業・国際化などの背景を踏まえ、当該跡地における「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」を定め、官民連携による事業の促進と、基盤施設整備の推進を計画的に行うことで、大田区のみならず、日本全体の経済成長に寄与するまちづくりを推進する。



## 土地利用方針・都市基盤施設整備方針

本区域は、地域の活性化を担うとともに特区の区域として指定されるなど、国の成長戦略の一翼を担う土地利用が求められている。このような状況を踏まえ、羽田空港跡地第2ゾーン、大田区市街地や京浜臨海部など周辺地域との連携による相乗効果も勘案し、北側・南側エリア(※左図「土地利用図」参照)に以下の施設の整備を想定しながら土地利用を進めていく。

カテゴリ	概要	該当プロジェクト
企業誘致・交流	・中小企業向けの研究開発ラボ、オフィス ・中小企業、ベンチャー、大手企業、関係機関等の研究開発拠点やオフィス用の事業用地、公設支援機関の事業スペース	①～③
多目的ホール・会議室	・7つの重点プロジェクトを推進するための補完機能としての多目的ホール、会議室、アトリウム	①～⑦
文化・アート産業創出	・文化・アート関連企業向けの事業用地、ストレージ・ミュージアム	④
食文化発信	・生鮮品・加工品を販売する常設店舗、定期マルシェを開催するスペース ・日本の食文化を楽しむことができる飲食店舗	⑤
日本文化発信	・工芸品など日本文化を発信するスペース	
観光情報発信	・観光情報を発信する観光案内カウンター ・日本各地の文化など地域を紹介するスペース	⑥
羽田の歴史伝承	・羽田に関する歴史資料を展示するスペース ・まち歩きなどの観光イベントの起点となるスペース	
先端産業体験	・ロボット技術等の体験イベントを実施するスペース	①～③
憩いとにぎわい創出	・マルシェや文化・アート関連イベントなどの多目的利用が可能なスペース ・臨空・親水の立地特性を活かしたレストラン、カフェ	④～⑦
トータルウェルネス	・ランニングやサイクリングなどの拠点施設	⑦

## 都市基盤施設整備方針

本区域では、道路、駅前広場、公園等について、都市計画事業により整備する。また、本区域を良好な市街地にするため、「公共施設の整備改善」と「宅地の利用増進」を図ることを目的に、土地区画整理事業の活用を視野に入れ、都市基盤施設の整備を行う。

## 事業スキーム・スケジュール

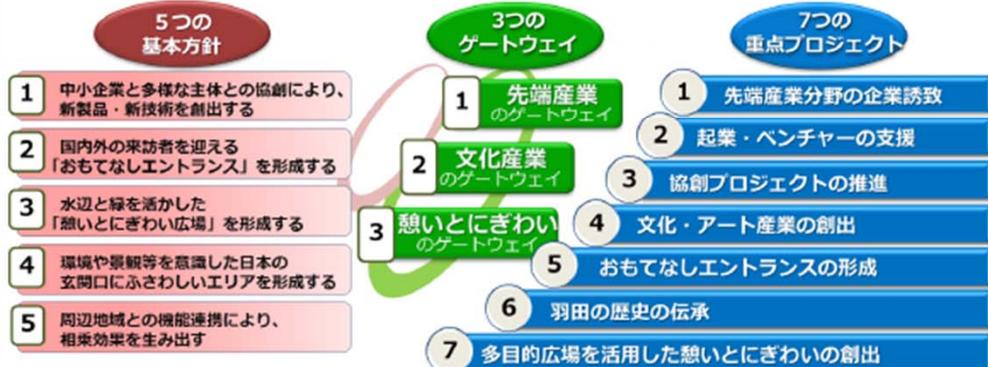
7つの重点プロジェクトを効率的かつ魅力的な事業として推進するため、官民連携による事業手法を採用する。具体的な手法については、今後、民間事業者の意向を踏まえながら、関係機関との協議により精査する。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
都市計画等		都市計画 手続	都市計画決定	事業認可・着手			
基盤施設	整備方針	基本設計	実施設計	道路・駅前広場・多目的広場整備			まちづくりの軌道を目指す
建物建築	整備方針	公費方針 事業手法	事業者公募	基本・実施設計 ⇒ 工事			

## コンセプト・基本方針

世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」を形成 ～HANEDA ゲートウェイ～

跡地を整備するにあたり5つの基本方針を定め、3つのゲートウェイのもとで7つの重点プロジェクトを展開する。



## 羽田空港跡地第1ゾーンにおける土地区画整理事業の基本協定締結について

### 経 緯

平成22年10月に羽田空港移転問題協議会が策定した「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、跡地をどのように活用していくのかについて具体的な方向性が示された。

その後、国土交通省、東京都、大田区にて連携を図りながら土地利用の具体化に向けた検討を重ね、まちづくりに必要な基盤施設の整備については土地区画整理事業の手法を活用して進めていくこととした。

このたび、世界と地域をつなぐ新産業創造・発信拠点の形成を実現するために、本事業に係る基本的な方針及び役割分担等を定める基本協定を平成27年9月11日に締結した。

### 協定の締結者

- ① 東京都（東京都知事）
- ② 大田区（大田区長）
- ③ 国土交通省（東京航空局長）
- ④ 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部（本部長）（以下「UR」という。）

### 主な締結内容

#### （1）事業区域

- 1) 羽田空港跡地地区（第1ゾーン）（図参照）

#### （2）事業の施行

- 1) URが土地区画整理事業を施行する。
- 2) 東京都と大田区は、都市計画の決定を平成27年度末までに行うことを予定する。
- 3) 本事業の事業期間は、清算期間を除き平成28年度から平成32年度までを予定する。

#### （3）事業の内容

- 1) URは、土地の区画形質の変更及び公共施設（道路・広場等）の新設を行う。

#### （4）事業計画

- 1) 本事業に要する費用及びその内容は、別途事業計画に定める。
- 2) 事業計画に定める収入は、補助金、公園に係る公共施設管理者負担金及び保留地の処分金を充てることを予定する。
- 3) 大田区は、補助金・公園に係る公共施設管理者負担金を年度毎に予算の範囲内でURに負担する。
- 4) 支出の額が収入額を上回ると見込まれる場合、施行後の宅地の価格の総額が施行前の宅地の価格の総額を超える範囲内で保留地の変更等により対応する。

#### （5）保留地

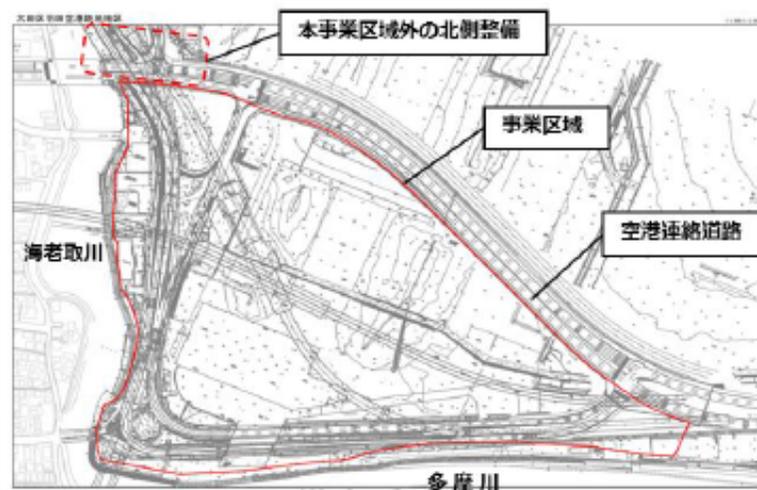
- 1) 保留地は、大田区が事業期間満了時の1年前までに取得することを基本とする。

#### （6）土壌汚染

- 1) 国土交通省は、土壌汚染対策法・環境確保条例に基づく土地履歴調査の結果をURに通知し、URが法令に基づき手続を実施する。
- 2) 大田区が取得する土地で土壌汚染に係る調査及び対策が必要となった場合には、土地の引渡しの日から2年間に限り国土交通省が担保の責任を負う。

#### （7）関連事業

- 1) 大田区は、本事業区域内の公園施設を整備する。
- 2) 大田区は、換地予定地の一部については国土交通省から、保留地についてはURから譲渡を受け、官民連携により施設を整備する。
- 3) 本事業区域に隣接する多摩川及び海老取川の護岸整備は、本事業の対象外とし羽田空港跡地まちづくり推進計画に基づき関係者で連携して実施する。  
（多摩川：国土交通省が主体的に検討。海老取川：東京都が主体的に検討。）
- 4) 大田区及び国土交通省は、本事業区域外である空港連絡道路北側における新設道路および既設道路に係る整備主体について協議により定める。その整備方法及び整備時期については、URを含めて協議のうえ定める。（図参照）



※ 土地区画整理事業の範囲は、多摩川・海老取川の河川境界、空港連絡道路の道路境界、第1・第2ゾーン界で囲まれたエリア

# 東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区 土地区画整理事業（平成28年10月5日）



対象区域周辺図

※大田区提供資料に加筆